

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物処理計画を定める。

2. 基本方針

本町の計画処理区域から排出される一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、健康で快適な生活を確保する。

3. 計画区域

若桜町全域

4. 一般廃棄物の排出状況

(1) ごみ

(単位：t)

可燃 ごみ	缶ビン	プラス チック	小型 破砕	大型 資源	ペット ボトル	白色 トレイ	乾電池 類	古紙類
553	24	42	28	15	6	0.1	1	35

(令和 5 年度実績)

(2) し尿及び浄化槽汚泥 (単位：k l)

し尿	浄化槽汚泥
122	79

(令和 5 年度実績)

5. 処理主体

処理区域で発生した一般廃棄物

(1) ごみ

家庭系・事業系（※ただし事業活動に伴なう多量のごみは除く）

区 分	収集・運搬	処 理
可燃ごみ	(有)わかさ清掃 (委託)	鳥取県東部広域行政管理組合
プラスチックごみ	(有)わかさ清掃 (委託)	いなばエコ・リサイクル センター
缶・ビン	(有)わかさ清掃 (委託)	鳥取県東部広域行政管理組合
小型破砕ごみ	(有)わかさ清掃 (委託)	鳥取県東部広域行政管理組合
大型資源ごみ	(有)わかさ清掃 (委託)	鳥取県東部広域行政管理組合

ペットボトル	(有)わかさ清掃 (委託)	鳥取県東部広域行政管理組合
有害ごみ	(有)わかさ清掃 (委託)	鳥取県東部広域行政管理組合
乾電池類	(有)わかさ清掃 (委託)	鳥取県東部広域行政管理組合
古紙類	東部再生資源事業協同組合 (委託)	東部再生資源事業協同組合 によるリサイクル

(2) し尿及び浄化槽汚泥

区 分	収集・運搬	中継貯溜	処 理
し尿	(株)キョウエイ	八頭町篠波中継施設	鳥取県東部広域行政管理組合
浄化槽汚泥	(株)キョウエイ	八頭町篠波中継施設	鳥取県東部広域行政管理組合

6. ごみ処理計画

(1) 令和7年度一般廃棄物排出量の見込

(単位：t)

可燃 ごみ	缶ビン	プラス チック	小型 破砕	大型 資源	ペッ ト ボ ト ル	有害 ごみ	乾電池類	古紙類
530	21	40	26	14	6	1	1	31

(2) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

I P告知端末機の放送、町広報によりごみの分別及びコンポスト・家庭用生ごみ処理機等利用によるごみの減量化、水切り等の徹底、町指定袋による啓発活動

イ 再資源化の方法

- ① 新聞（広告等）・雑誌類、ダンボール、雑紙、牛乳パックを「古紙類」として拠点回収し再生原料とする。
- ② 「プラスチックごみ」を分別収集し、いなばエコ・リサイクルセンターの容器包装プラスチック圧縮梱包工場で分別し指定法人に引き渡す。また、容器包装外プラスチックは、いなばエコ・リサイクルセンターでペレット化しリサイクルする。
- ③ 「ビン類・缶類」を分別収集し、リファーレンいなばの資源回収工場で再生原料として回収し、再生業者に引き渡す。
- ④ 「ペットボトル」を分別収集し、リファーレンいなばの資源回収工場で再生原料として回収し、再生業者に引き渡す。

ウ 再資源化推進支援事業

- ① 資源ごみの再利用を推進しごみ減量化を図るため、新聞・雑誌・ダンボール・缶ビン類等の資源回収を行う自治会等の団体に対し奨励金を交付することにより、その活動を支援する。
- ② 資源ごみ回収に積極的に取り組んだ集落を優良団体として表彰し報奨金を贈呈する。

エ ごみの減量化推進支援事業

- ① 家庭での生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機の購入助成を行う。
- ② 家庭から排出されるごみの自主的な減量化・資源化に取り組む地域団体をごみ減量化モデル地区に指定し、経費の一部を助成する。

(3) 収集・運搬計画

本町で発生した一般廃棄物

① ステーション収集方式 1 1 5ヶ所

区 分	回 数	処理主体	持出し方法
可燃ごみ	週 2 回	委託	町指定袋
プラスチックごみ	月 3 ～ 4 回	委託	透明袋
缶・ビン	毎週	委託	袋に入れず、直接回収カゴへ
小型破碎ごみ	月 1 回～ 2 回	委託	袋に入れず、直接回収カゴへ
大型資源ごみ	月 1 回	委託	そのままの状態を出す
ペットボトル	月 2 ～ 3 回	委託	袋に入れず、直接回収カゴへ
有害ごみ	月 1 回	委託	袋に入れず、直接回収カゴへ
乾電池類	3 ヶ月に 1 回	委託	透明袋

② 拠点回収方式

区 分	回 数	処理主体	持ち出し方法
古紙類	月 1 回	委託	若桜町ストックヤードまたは池田ふれあい館へ持ち込み

③ 町の処理困難物

区 分	回 数	処理主体	持出し方法
一般廃棄物 (困難物)	随時	許可	一般廃棄物収集運搬業許可業者へ排出

④ 一般廃棄物収集運搬業許可方針

一般廃棄物収集運搬業の許可は、若桜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条により行う。

なお、一般廃棄物の収集運搬は、既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、新たな法令等により必要が生じた場合を除き、新規の収集運搬業の許可はしない。

⑤ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

(有)わかさ清掃	若桜町高野762番地
因幡環境整備(株)	鳥取市用瀬町美成323番地1

(4) 中間処理・最終処分計画

ア 可燃ごみ

① 中間処理

リンピアいなば	鳥取市河原町山手925番地
---------	---------------

② 最終処分

鳥取県東部環境クリーンセンター	鳥取市伏野2220番地
-----------------	-------------

イ 不燃ごみ（プラスチックごみを除く）

① 中間処理

鳥取県東部環境クリーンセンター	鳥取市伏野2220番地
-----------------	-------------

② 最終処分

鳥取県東部環境クリーンセンター	鳥取市伏野2220番地
-----------------	-------------

ウ プラスチックごみ

① 中間処理

いなばエコリサイクルセンター	鳥取市船木118番地1
----------------	-------------

② 最終処分

鳥取県東部環境クリーンセンター	鳥取市伏野2220番地
-----------------	-------------

(5) 町民に対する広報・啓発活動

ごみの減量化・資源化の重要性及び町民の協力義務等について、周知をはかるため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

7. 住民・事業者の責務

(1) 家庭から排出される廃棄物

- ア 家庭から排出される廃棄物を抑制し、正しい分別をし減量化・リサイクル化に努めなければならない。
- イ 収集計画表に基づき、日時等守った出し方を心掛ける。
- ウ 可燃ごみについては、町指定ごみ袋に入れて出す。
- エ 処理可能な一般廃棄物は、排出者の責任において適正に処理をする。

(2) 事業活動に伴って排出される廃棄物

- ア 事業者自らの責任において、廃棄物の適正な処理を行うこと。
- イ 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより減量に努めること。

(3) 処理除外物（困難物）の処理

医療行為によって生じた医療廃棄物、危険物等の処理除外物のほか、町が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、また、委託処理先の処理施設の機能に支障が生じる廃棄物は、自らの責任において処分すること。

8. し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬排出量の見込み

区 分	し 尿	浄化槽汚泥
収集量	110 k l	110 k l
収集区域	若桜町全域	
収集回数	随 時	
収集方法	個別収集（許可）	

(2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者

(株)キョウエイ	鳥取市気高町北浜1丁目53番地
----------	-----------------

なお、し尿及び浄化槽汚泥については、排出量の見込等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

(3) 中間処理及び最終処分計画

施設名	因幡浄苑 鳥取市秋里 1037-1
汚泥処理	脱水汚泥→再資源化 し渣→場外処理（リンピアいなば）
施設管理	鳥取県東部広域行政管理組合